

	33	216,200	258,800	293,500	325,100	465,800	
	34	217,300	259,900	295,000	326,900	466,500	
	35	218,300	261,100	296,500	328,900	467,200	
	36	219,200	262,300	297,900	330,800	467,900	
	37	220,200	263,500	299,100	332,600	468,600	
	38	221,200	264,700	300,300	334,500	469,300	
	39	222,200	265,900	301,500	336,300	470,000	
	40	223,200	267,100	302,800	338,200	470,600	
	41	224,100	268,200	304,100	340,100	471,200	
	42	224,800	269,400	305,400	341,900	471,900	
	43	225,500	270,600	306,600	343,800	472,500	
	44	226,300	271,800	307,700	345,700	473,100	
	45	226,900	273,000	308,900	347,600	473,700	
	46	227,600	274,200	310,100	349,500	474,300	
	47	228,300	275,400	311,300	351,400	474,900	
	48	229,000	276,600	312,500	353,300	475,500	
	49	229,700	277,800	313,600	355,300	476,100	
	50	230,400	279,100	314,700	357,700	476,700	
	51	231,100	280,400	315,800	360,100	477,300	
	52	231,800	281,700	317,000	362,500	477,800	
	53	232,500	283,100	318,200	364,900	478,300	
	54	233,200	284,500	319,300	367,100	478,900	
	55	233,900	285,900	320,400	369,100	479,400	
	56	234,600	287,400	321,500	371,100	479,900	
	57	235,300	288,800	322,700	373,000	480,400	
	58	236,000	290,200	323,800	374,800	480,900	
	59	236,700	291,600	324,900	376,600	481,400	
	60	237,400	292,900	326,000	378,300	481,900	
	61	238,100	294,300	327,100	380,100	482,300	
	62	238,800	295,700	328,200	381,900		
	63	239,500	297,000	329,300	383,700		
	64	240,200	298,300	330,400	385,400		
	65	240,900	299,600	331,500	387,000		
	66	241,600	300,800	332,500	388,600		
	67	242,300	301,900	333,600	390,100		
	68	243,000	303,000	334,700	391,400		

	69	243,700	304,100	335,800	392,700		
	70	244,500	305,200	336,900	393,500		
	71	245,400	306,200	338,000	394,300		
	72	246,300	307,200	339,000	395,000		
	73	247,200	308,200	340,100	395,700		
	74	248,000	309,200	341,000	396,300		
	75	248,700	310,100	342,000	396,900		
	76	249,500	311,000	343,000	397,500		
	77	250,300	311,900	344,000	398,200		
	78	251,100	312,800	344,900	398,800		
	79	251,900	313,700	345,700	399,400		
	80	252,700	314,500	346,400	400,000		
	81	253,600	315,400	347,100	400,500		
	82	254,400	316,200	347,700	401,100		
	83	255,200	317,000	348,300	401,700		
	84	256,000	317,800	348,900	402,200		
	85	256,800	318,500	349,400	402,700		
	86	257,600	319,100	350,000	403,200		
	87	258,400	319,800	350,500	403,700		
	88	259,200	320,400	351,000	404,300		
	89	260,000	321,000	351,500	404,900		
	90	260,800	321,600	352,100	405,500		
	91	261,700	322,200	352,600	406,100		
	92	262,500	322,700	353,000	406,600		
	93	263,300	323,100	353,500	407,100		
	94	264,100	323,600	354,000	407,700		
	95	264,900	324,100	354,500	408,200		
	96	265,700	324,500	355,000	408,700		
	97	266,400	325,000	355,400	409,200		
	98	267,200	325,400	355,900	409,700		
	99	268,100	325,900	356,300	410,200		
	100	269,000	326,300	356,800	410,700		
	101	269,900	326,700	357,300	411,200		
	102	270,900	327,000	357,700	411,700		
	103	271,900	327,300	358,200	412,200		
	104	273,200	327,600	358,700	412,700		

105	274,400	327,900	359,100	413,100
106	275,500	328,200	359,500	413,600
107	276,600	328,500	359,900	414,100
108	277,700	328,800	360,300	414,500
109	278,600	329,100	360,700	414,900
110	279,600	329,400	361,100	415,400
111	280,600	329,700	361,500	415,900
112	281,600	330,000	361,900	416,300
113	282,500	330,300	362,300	416,700
114	283,400	330,600	362,700	417,200
115	284,200	330,900	363,100	417,700
116	285,000	331,200	363,500	418,100
117	285,800	331,500	363,900	418,500
118	286,500	331,800	364,300	419,000
119	287,100	332,100	364,700	419,400
120	287,600	332,400	365,100	419,800
121	288,200	332,700	365,500	420,200
122	288,700	333,000	365,800	420,700
123	289,300	333,200	366,200	421,100
124	289,700	333,500	366,600	421,500
125	290,200	333,800	367,000	421,900
126	290,600	334,100	367,300	422,400
127	291,100	334,400	367,700	422,800
128	291,500	334,700	368,100	423,200
129	292,000	335,000	368,500	423,600
130	292,400	335,300		424,100
131	292,900	335,600		424,500
132	293,300	335,900		424,900
133	293,700	336,200		425,300
134	294,100	336,500		425,700
135	294,600	336,800		426,100
136	295,000	337,100		426,500
137	295,300	337,400		426,900
138	295,700	337,700		427,300
139	296,100	338,000		427,700
140	296,400	338,300		428,100

	141	296,800	338,600		428,500		
	142	297,300	338,900				
	143	297,600	339,200				
	144	298,000	339,500				
	145	298,300	339,800				
	146	298,700	340,100				
	147	299,000	340,400				
	148	299,400	340,700				
	149	299,700	341,000				
	150	300,000	341,300				
	151	300,300	341,600				
	152	300,600	341,900				
	153	300,900	342,200				
	154	301,200	342,500				
	155	301,500	342,800				
	156	301,800	343,100				
	157	302,000	343,400				
	158	302,300	343,700				
	159	302,600	344,000				
	160	302,900	344,300				
	161	303,100	344,600				
	162	303,400	344,900				
	163	303,700	345,200				
	164	304,000	345,500				
	165	304,200	345,800				
	166	304,500	346,100				
	167	304,800	346,400				
	168	305,100	346,700				
	169	305,300	347,000				
	170	305,600	347,300				
	171	305,900	347,600				
	172	306,200	347,900				
	173	306,500	348,200				
	174	306,800	348,500				
	175	307,100	348,800				
	176	307,400	349,100				

	177	307,700	349,400				
	178	308,000	349,700				
	179	308,300	350,000				
	180	308,600	350,300				
	181	308,900	350,600				
	182	309,200	350,900				
	183	309,500	351,200				
	184	309,800	351,500				
	185	310,100	351,800				
	186	310,400	352,100				
	187	310,700	352,400				
	188	311,000	352,700				
	189	311,300	353,000				
	190	311,600	353,300				
	191	311,900	353,600				
	192	312,200	353,900				
	193	312,500	354,200				
	194		354,500				
	195		354,800				
	196		355,100				
	197		355,400				
	198		355,700				
	199		356,000				
	200		356,300				
	201		356,600				
	202		356,900				
	203		357,200				
	204		357,500				
	205		357,800				
	206		358,100				
	207		358,400				
	208		358,700				
	209		359,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		219,300	234,400	242,300	285,000	330,200	453,000

備考 この表は、自動車運輸並びに自動車部に所属する運輸技術及び運輸業務職員に適用する。

別表第四(第2条関係)

交通局企業職員給料表(四)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
	1	283,000 円	472,500 円	498,000 円
	2	285,300	474,400	500,800
	3	287,600	476,300	503,600
	4	290,000	478,100	506,300
	5	292,400	479,900	509,000
	6	294,800	481,700	511,700
	7	297,200	483,500	514,300
	8	299,600	485,300	516,800
	9	302,000	487,100	519,400
	10	304,400	488,800	522,000
	11	306,800	490,500	524,500
	12	309,200	492,100	526,900
	13	311,600	493,700	529,300
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	14	314,200	495,200	531,800
	15	316,800	496,600	534,300
	16	319,500	497,900	536,800
	17	322,200	499,200	539,200
	18	325,100	500,300	541,700
	19	328,000	501,300	544,100
	20	331,100	502,200	546,500
	21	334,100	503,100	548,900
	22	336,800	504,000	551,300
	23	339,400	504,900	553,700
	24	341,900	505,800	556,000
	25	344,400	506,600	558,300
	26	346,800	507,400	560,300
	27	349,200	508,200	562,300
	28	351,700	508,900	564,300

別表第四を次のように改める。

	29	354,100	509,600	566,200
	30	356,400	510,300	568,000
	31	358,800	510,900	569,600
	32	361,300	511,400	571,100
	33	363,700	511,900	572,500
	34	366,100	512,500	573,900
	35	368,600	513,100	575,300
	36	371,000	513,700	576,700
	37	373,300	514,200	578,100
	38	375,400	514,800	579,400
	39	377,500	515,400	580,700
	40	379,600	516,000	582,000
	41	381,600	516,500	583,200
	42	383,700	517,100	584,300
	43	385,700	517,700	585,400
	44	387,700	518,200	586,500
	45	389,700	518,800	587,600
	46	391,700	519,400	588,700
	47	393,800	520,000	589,800
	48	395,800	520,500	590,900
	49	397,700	521,000	591,900
	50	398,900	521,600	592,900
	51	400,100	522,100	593,900
	52	401,200	522,700	594,900
	53	402,300	523,200	595,900
	54	403,400	523,700	596,900
	55	404,500	524,200	597,900
	56	405,600	524,700	598,800
	57	406,600	525,200	599,700
	58	407,400	525,700	600,700
	59	408,300	526,200	601,600
	60	409,200	526,700	602,500

	61	410,100	527,200	603,400
	62	410,900	527,700	604,300
	63	411,700	528,200	605,200
	64	412,500	528,700	606,100
	65	413,200	529,200	606,900
	66	413,800	529,700	607,800
	67	414,400	530,200	608,700
	68	415,000	530,700	609,600
	69	415,600	531,200	610,400
	70	416,100		611,300
	71	416,600		612,200
	72	417,000		613,000
	73	417,400		613,700
	74	417,900		614,500
	75	418,300		615,300
	76	418,700		616,100
	77	419,200		616,900
	78	419,700		617,600
	79	420,100		618,400
	80	420,500		619,200
	81	421,000		620,000
	82	421,500		620,700
	83	421,900		621,400
	84	422,300		622,200
	85	422,600		622,900
	86	423,100		623,600
	87	423,500		624,400
	88	423,900		625,100
	89	424,200		625,800
	90	424,600		626,400
	91	425,000		627,100
	92	425,400		627,800

	93	425,700		628,500
	94	426,100		
	95	426,500		
	96	426,900		
	97	427,200		
	98	427,600		
	99	428,000		
	100	428,400		
	101	428,700		
	102	429,100		
	103	429,500		
	104	429,900		
	105	430,200		
	106	430,600		
	107	431,000		
	108	431,400		
	109	431,700		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		305,200	366,600	427,000

備考 この表は、医師に適用する。

別表第八第二号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

別記第五号様式中「世帯主が本人の場合は記入不要」を削り、「(世帯主)」を「本人」に、「届けは」を「届けの記入内容については」に改める。

附 則 (施行期日等)

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別表第一に掲げる交通局企業職員給料表（一）の四級、別表第二に掲げる交通局企業職員給料表（二）の五級、別表第三の二に掲げる交通局企業職員給料表（三）の二の五級又は別表第四に掲げる交通局企業職員給料表（四）の二級若しくは三級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けっていた号給（以下「旧号給」という。）が附則別表旧号欄に掲げる号給であるもの（以下「特定職員」という。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、附則別表新号給欄に定める号給とする。

附則別表(附則第2項関係)

職員の号給の切替表

イ 交通局企業職員給料表(一)の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級 旧号給	4級 新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16

53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

□ 交通局企業職員給料表(二)及び(二)の二の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級 旧号給	5級 新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21

58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

ハ 交通局企業職員給料表四の適用を受ける特定職員の新号給

職務の級 旧号給	2級	3級
	新号給	
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	1	18
35	1	19
36	1	20
37	1	21
38	2	22
39	3	23
40	4	24
41	5	25
42	6	26
43	7	27
44	8	28
45	9	29
46	10	30
47	11	31
48	12	32
49	13	33
50	14	34
51	15	35
52	16	36
53	17	37
54	18	38
55	19	39
56	20	40
57	21	41

58	22	42
59	23	43
60	24	44
61	25	45
62	26	46
63	27	47
64	28	48
65	29	49
66	30	50
67	31	51
68	32	52
69	33	53
70	34	54
71	35	55
72	36	56
73	37	57
74	38	58
75	39	59
76	40	60
77	41	61
78	42	62
79	43	63
80	44	64
81	45	65
82	46	66
83	47	67
84	48	68
85	49	69
86	50	70
87	51	71
88	52	72
89	53	73
90	54	74
91	55	75
92	56	76
93	57	77
94	58	78
95	59	79
96	60	80
97	61	81
98	62	82
99	63	83
100	64	84
101	65	85
102	66	86
103	67	87
104	68	88
105	69	89
106		90
107		91
108		92
109		93

(経過措置)

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の給料等に関する規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(委任)

4 前三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員部長が定める。

●交通局規程第五十四号

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程

正する規程

東京都交通局企業職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（昭和三十四年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条二項」を「第三条第二項」に改める。

第十一条第四項中「ともない」を「伴い」に改める。

別表第二十イの項から二の項までを次のように改める。

イ 東京都交通局企業職員給料表（一）

昇格の日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1
57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1

61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	66	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	67	19
110	73	67	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	68	20
114	75	68	20
115	76	68	20
116	76	68	20
117	77	69	21
118	77	69	21
119	77	69	21
120	77	69	21
121	78	70	22
122	78	70	22

123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	23
126	79	71	23
127	79	71	23
128	79	71	23
129	80	72	24
130	80		24
131	80		24
132	80		24
133	81		25
134	81		25
135	81		25
136	82		26
137	82		26
138	82		26
139	83		27
140	83		27
141	83		27
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		

口 東京都交通局企業職員給料表(二)

昇格の日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	5	1	1
2	1	6	1	1
3	1	7	1	1
4	1	8	1	1
5	1	9	1	1
6	1	10	1	1
7	1	11	1	1
8	1	12	1	1
9	1	13	1	1
10	1	14	2	1
11	1	15	3	1
12	1	16	4	1
13	1	17	5	1
14	1	18	6	1
15	1	19	7	1
16	1	20	8	1
17	1	21	9	1
18	1	22	10	1
19	1	23	11	1
20	1	24	12	1
21	1	25	13	1
22	1	26	14	1
23	1	27	15	1
24	1	28	16	1
25	1	29	17	1
26	1	30	18	1
27	1	31	19	1
28	1	32	20	1
29	1	33	21	1
30	1	34	22	1
31	1	35	23	1
32	1	36	24	1
33	1	37	25	1
34	1	38	26	1
35	1	39	27	1
36	1	40	28	1
37	1	41	29	1
38	1	42	30	1
39	1	43	31	1
40	1	44	32	1
41	1	45	33	1
42	2	46	34	1
43	3	47	35	1
44	4	48	36	1
45	5	49	37	1
46	6	49	37	1
47	7	50	38	1
48	8	50	38	1
49	9	51	39	1
50	10	51	39	1
51	11	52	40	1
52	12	52	40	1
53	13	53	41	1
54	14	54	42	1
55	15	55	43	1
56	16	56	44	1
57	17	57	45	1
58	18	58	45	1
59	19	59	46	1
60	20	60	46	1

61	21	61	47	1
62	22	62	47	2
63	23	63	48	3
64	24	64	48	4
65	25	65	49	5
66	26	66	50	6
67	27	67	51	7
68	28	68	52	8
69	29	69	53	9
70	30	70	53	9
71	31	71	54	9
72	32	72	54	10
73	33	73	55	10
74	34	73	55	10
75	35	74	56	11
76	36	74	56	11
77	37	75	57	11
78	38	75	57	12
79	39	76	58	12
80	40	76	58	12
81	41	77	59	13
82	42	78	59	13
83	43	79	60	13
84	44	80	60	13
85	45	81	61	14
86	46	81	61	14
87	47	82	61	14
88	48	82	61	14
89	49	83	62	15
90	49	83	62	15
91	50	84	62	15
92	50	84	62	15
93	51	85	63	16
94	51	85	63	16
95	52	86	63	16
96	52	86	63	16
97	53	87	64	17
98	54	87	64	17
99	55	88	64	17
100	56	88	64	17
101	57	89	65	17
102	58	89	65	18
103	59	90	65	18
104	60	90	65	18
105	61	91	66	18
106	62	91	66	18
107	63	92	66	19
108	64	92	66	19
109	65	93	67	19
110	66	94	67	19
111	67	95	67	19
112	68	96	67	20
113	69	97	68	20
114	70	98	68	20
115	71	99	68	20
116	72	100	68	20
117	73	101	69	21
118	73	101	69	21
119	74	102	69	21
120	74	102	69	21
121	75	103	70	22
122	75	103	70	22

123	76	104	70	22
124	76	104	70	22
125	77	105	71	23
126	77	106	71	23
127	78	107	71	23
128	78	108	71	23
129	79	109	72	24
130	79	110		24
131	80	111		24
132	80	112		24
133	81	113		25
134	81	114		25
135	82	115		25
136	82	116		26
137	83	117		26
138	83	118		26
139	84	119		27
140	84	120		27
141	85	121		27
142	85	122		
143	86	123		
144	86	124		
145	87	125		
146	87	126		
147	88	127		
148	88	128		
149	89	129		
150	90			
151	91			
152	92			
153	93			
154	94			
155	95			
156	96			
157	97			
158	98			
159	99			
160	100			
161	101			
162	102			
163	103			
164	104			
165	105			

ハ 東京都交通局企業職員給料表（二）の二

昇格の日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	2	1
11	1	3	3	1
12	1	4	4	1
13	1	5	5	1
14	1	6	6	1
15	1	7	7	1
16	1	8	8	1
17	1	9	9	1
18	1	10	10	1
19	1	11	11	1
20	1	12	12	1
21	1	13	13	1
22	1	14	14	1
23	1	15	15	1
24	1	16	16	1
25	1	17	17	1
26	1	18	18	1
27	1	19	19	1
28	1	20	20	1
29	1	21	21	1
30	1	22	22	1
31	1	23	23	1
32	1	24	24	1
33	1	25	25	1
34	2	26	26	1
35	3	27	27	1
36	4	28	28	1
37	5	29	29	1
38	5	30	30	1
39	6	31	31	1
40	6	32	32	1
41	7	33	33	1
42	7	33	34	1
43	8	34	35	1
44	8	34	36	1
45	9	35	37	1
46	10	35	37	1
47	11	36	38	1
48	12	36	38	1
49	13	37	39	1
50	13	38	39	1
51	14	39	40	1
52	14	40	40	1
53	15	41	41	1
54	15	42	42	1
55	16	43	43	1
56	16	44	44	1
57	17	45	45	1
58	18	46	45	1
59	19	47	46	1
60	20	48	46	1

61	21	49	47	1
62	22	49	47	2
63	23	50	48	3
64	24	50	48	4
65	25	51	49	5
66	26	51	50	6
67	27	52	51	7
68	28	52	52	8
69	29	53	53	9
70	29	54	53	9
71	30	55	54	9
72	30	56	54	10
73	31	57	55	10
74	31	57	55	10
75	32	58	56	11
76	32	58	56	11
77	33	59	57	11
78	34	59	57	12
79	35	60	58	12
80	36	60	58	12
81	37	61	59	13
82	38	61	59	13
83	39	62	60	13
84	40	62	60	13
85	41	63	61	14
86	42	63	61	14
87	43	64	61	14
88	44	64	61	14
89	45	65	62	15
90	46	65	62	15
91	47	65	62	15
92	48	66	62	15
93	49	66	63	16
94	50	66	63	16
95	51	67	63	16
96	52	67	63	16
97	53	67	64	17
98	54	68	64	17
99	55	68	64	17
100	56	68	64	17
101	57	69	65	17
102	58	69	65	18
103	59	69	65	18
104	60	70	65	18
105	61	70	66	18
106	61	70	66	18
107	62	71	66	19
108	62	71	66	19
109	63	71	67	19
110	63	72	67	19
111	64	72	67	19
112	64	72	67	20
113	65	73	68	20
114	66	73	68	20
115	67	73	68	20
116	68	73	68	20
117	69	74	69	21
118	69	74	69	21
119	70	74	69	21
120	70	74	69	21
121	71	75	70	22
122	71	75	70	22

123	72	75	70	22
124	72	75	70	22
125	73	76	71	23
126	73	76	71	23
127	73	76	71	23
128	74	76	71	23
129	74	77	72	24
130	74	77		24
131	75	77		24
132	75	78		24
133	75	78		25
134	76	78		25
135	76	79		25
136	76	79		26
137	77	79		26
138	77	80		26
139	78	80		27
140	78	80		27
141	79	81		27
142	79	81		
143	80	81		
144	80	81		
145	81	82		
146	81	82		
147	81	82		
148	82	82		
149	82	83		
150	82	83		
151	83	83		
152	83	83		
153	83	84		
154	84	84		
155	84	84		
156	84	84		
157	85	85		
158	85	85		
159	86	85		
160	86	86		
161	87	86		
162	87	86		
163	88	87		
164	88	87		
165	89	87		
166	89	88		
167	89	88		
168	90	88		
169	90	89		
170	90	89		
171	91	89		
172	91	90		
173	91	90		
174	92	90		
175	92	91		
176	92	91		
177	93	91		
178	93	92		
179	94	92		
180	94	92		
181	95	93		
182	95	94		
183	96	95		
184	96	96		

185	97	97		
186	97	97		
187	98	98		
188	98	98		
189	99	99		
190	99	99		
191	100	100		
192	100	100		
193	101	101		
194		101		
195		102		
196		102		
197		103		
198		103		
199		104		
200		104		
201		105		
202		106		
203		107		
204		108		
205		109		
206		110		
207		111		
208		112		
209		113		

ニ 東京都交通局企業職員給料表（四）

昇格の日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	2
3	1	3
4	1	4
5	1	5
6	1	5
7	1	6
8	1	6
9	1	7
10	1	7
11	1	8
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	1	13
19	1	14
20	1	14
21	1	15
22	1	15
23	1	16
24	1	16
25	1	17
26	1	17
27	1	18
28	1	18
29	1	19
30	1	19
31	1	20
32	1	20
33	1	21
34	1	21
35	1	21
36	1	21
37	1	22
38	1	22
39	1	22
40	1	22
41	1	23
42	1	23
43	1	23
44	1	23
45	1	24
46	1	24
47	1	24
48	1	24
49	1	25
50	1	25
51	1	25
52	1	25
53	1	26
54	1	26
55	1	26
56	1	26
57	1	27
58	1	27
59	1	27
60	1	27

61	1	28
62	1	28
63	1	28
64	1	28
65	1	29
66	1	29
67	1	30
68	1	30
69	1	31
70	1	
71	1	
72	1	
73	1	
74	1	
75	1	
76	1	
77	1	
78	1	
79	1	
80	1	
81	1	
82	1	
83	1	
84	1	
85	1	
86	1	
87	1	
88	1	
89	1	
90	1	
91	1	
92	1	
93	2	
94	2	
95	2	
96	2	
97	3	
98	3	
99	3	
100	3	
101	4	
102	4	
103	4	
104	4	
105	5	
106	5	
107	6	
108	6	
109	7	

へ 東京都交通局企業職員給料表（六）

昇格の日の前日に受け ていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	2	22
31	3	23
32	4	24
33	5	25
34	6	26
35	7	27
36	8	28
37	9	29
38	10	30
39	11	31
40	12	32
41	13	33
42	14	34
43	15	35
44	16	36
45	17	37
46	18	37
47	19	38
48	20	38
49	21	39
50	22	39
51	23	40
52	24	40
53	25	41
54	26	42
55	27	43
56	28	44
57	29	45
58	30	45
59	31	46
60	32	46

別表第二十への項を次のように改める。

61	33	47
62	34	47
63	35	48
64	36	48
65	37	49
66	38	50
67	39	51
68	40	52
69	41	53
70	42	53
71	43	54
72	44	54
73	45	55
74	46	55
75	47	56
76	48	56
77	49	57
78	50	57
79	51	58
80	52	58
81	53	59
82	54	59
83	55	60
84	56	60
85	57	61
86	57	61
87	58	61
88	58	61
89	59	62
90	59	62
91	60	62
92	60	62
93	61	63
94	62	63
95	63	63
96	64	63
97	65	64
98	66	64
99	67	64
100	68	64
101	69	65
102	70	65
103	71	65
104	72	65
105	73	65
106	73	66
107	74	66
108	74	66
109	75	66
110	75	66
111	76	67
112	76	67
113	77	67
114	77	67
115	77	67
116	77	68
117	78	68
118	78	68
119	78	68
120	78	68
121	79	69
122	79	69

123	79	69
124	79	70
125	80	70
126	80	70
127	80	71
128	80	71
129	81	71
130	81	
131	81	
132	82	
133	82	
134	82	
135	83	
136	83	
137	83	
138	84	
139	84	
140	84	
141	85	
142	85	
143	86	
144	86	
145	87	

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十五号

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

管理職手当に関する規程（昭和四十一年交通局規程第九十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「（局長が別に定めるものについては区分十一）」を削り、「区分六又は区分十二」を「区分六」に、「区分九又は区分十二」を「又は区分九」に改め、「（局長が別に定めるものについては区分十二）」及び「、局長が別に定めるものについては区分十一又は区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二(第二条関係)

給料表 交通局企業職員	(二)企業職員又は交通局企業職員 の(二)企業職員給料表	給料表 交通局企業職員	給料表 交通局企業職員	給料表 交通局企業職員	管 理 区 職 分 手 当
一五〇、八〇〇円	一三八、八〇〇円	一三七、〇〇〇円	一三五、三〇〇円	一一一、九〇〇円	区分一
				一一七、五〇〇円	区分二
				一〇二、七〇〇円	区分三
一四四、一〇〇円				九六、五〇〇円	区分四
				八四、八〇〇円	区分五
				七二、〇〇〇円	区分六
一〇七、五〇〇円					区分七
					区分八
					区分九
					区分十

別表第三（第二条関係）

給料表 交通局企業職員 四	(二)の企業又は職員給料表 二	給料表 交通局企業職員 (一)、(二)の企業職員給料表 一	給料表 管 理 職 分 当
一一三、 四〇〇円	一一一、 九〇〇円	一一一、 九〇〇円	区分一
	一二〇、 三〇〇円	一二〇、 三〇〇円	区分二
	一一八、 八〇〇円	一一八、 八〇〇円	区分三
一〇八、 四〇〇円			区分四
	一〇七、 九〇〇円	一〇七、 九〇〇円	区分五
	八五、 〇〇〇円	八五、 〇〇〇円	区分六
八〇、 七〇〇円	七四、 三〇〇円	七四、 三〇〇円	区分七
	六九、 八〇〇円	六九、 八〇〇円	区分八
	六一、 三〇〇円	六一、 三〇〇円	区分九
	五一、 〇〇〇円	五一、 〇〇〇円	区分十

附 則

ハ)の規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十六号

東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十一月一十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程の一部を改正する規

程

東京都交通局企業職員の初任給調整手当に関する規程(昭和三十八年交通局規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第七条中「こえる」を「超える」に改める。

第八条中「または」を「又は」に改める。

付則別表第一を次のように改める。

期間の区分	職員の区分	第3条第1号又は第4条第1号の職員
(1) からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	採用の日又は第4条第1号の職員となつた日の3月31日までの期間	130,600円
(2) 3月31日までの期間	(1)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(3) 3月31日までの期間	(2)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(4) 3月31日までの期間	(3)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(5) 3月31日までの期間	(4)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(6) 3月31日までの期間	(5)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(7) 3月31日までの期間	(6)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(8) 3月31日までの期間	(7)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(9) 3月31日までの期間	(8)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(10) 3月31日までの期間	(9)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(11) 3月31日までの期間	(10)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(12) 3月31日までの期間	(11)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(13) 3月31日までの期間	(12)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(14) 3月31日までの期間	(13)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(15) 3月31日までの期間	(14)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(16) 3月31日までの期間	(15)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(17) 3月31日までの期間	(16)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(18) 3月31日までの期間	(17)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(19) 3月31日までの期間	(18)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(20) 3月31日までの期間	(19)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	130,600
(21) 3月31日までの期間	(20)の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	124,900

別表第11を次のとおり記入。

別表第2(第6条関係)

	職員の区分	第3条第1号又は第4条第1号の職員
(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	119,200	
(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	113,600	
(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	108,000	
(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	102,200	
(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	97,000	
(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	91,800	
(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	86,700	
(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	81,600	
(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	76,400	
(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	71,700	
(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	67,000	
(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	62,400	
(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	58,700	
(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	55,300	
(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	51,900	
(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	48,600	
(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	45,200	
(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	42,000	
(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	38,800	

期間の区分	第3条第1号又は第4条第1号の職員
(1) 指定の日又は第4条第1号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の3月31日までの期間	186,500
(2) 3月31日までの期間	186,500
(3) 3月31日までの期間	186,500
(4) 3月31日までの期間	186,500
(5) 3月31日までの期間	186,500
(6) 3月31日までの期間	186,500
(7) 3月31日までの期間	186,500
(8) 3月31日までの期間	186,500
(9) 3月31日までの期間	186,500
(10) 3月31日までの期間	186,500
(11) 3月31日までの期間	186,500
(12) 3月31日までの期間	186,500
(13) 3月31日までの期間	186,500
(14) 3月31日までの期間	186,500
(15) 3月31日までの期間	186,500
(16) 3月31日までの期間	186,500
(17) 3月31日までの期間	186,500
(18) 3月31日までの期間	186,500
(19) 3月31日までの期間	186,500
(20) 3月31日までの期間	186,500
(21) 3月31日までの期間	178,400

(施行期日等)	附 則
(22) (21) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	170,300
(23) (22) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	162,300
(24) (23) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	154,300
(25) (24) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	146,000
(26) (25) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	138,600
(27) (26) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	131,100
(28) (27) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	123,800
(29) (28) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	116,500
(30) (29) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	109,100
(31) (30) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	102,400
(32) (31) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	95,700
(33) (32) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	89,100
(34) (33) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	83,900
(35) (34) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	79,000
(36) (35) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	74,100
(37) (36) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	69,400
(38) (37) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	64,600
(39) (38) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	60,000
(40) (39) の期間の満了する日の翌日から翌年の3月31日までの期間	55,400

単 位	額
宿日直、一勤務につき	六千三百円

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 (1)の規程による改正後の東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程（平成十二年交通局規程第一十一号）の一部を次のように改正する。
別表三を次のように改める。

別表三 宿日直手当（第十五条関係）

東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程（平成十二年交通局規程第一十一号）の一部を次のように改正する。

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 (1)の規程による改正後の東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

3 令和七年四月一日からこの規程の施行の日の前日までの間に、この規程による改正

前の東京都交通局企業職員の特殊勤務手当等に関する規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

●交通局規程第五十八号

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成三年交通局規程第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号及び第十二号を削る。

第四条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

●交通局規程第五十九号

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（昭和四十九年交通局規程第四十三

号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百分之五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百分之五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十」を「百分の六十一・二五」に、「百分の九十五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第五項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の八十」を「百分の八十一・二五」に改める。

第五条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同条第三項中「第八号」を「第六号」に改める。

別表第二育児休業に相当する休業の項及び育児短時間勤務職員等に相当する者の項を削る。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三条第一項及び第二項の規定並びに次項の規定は令和七年十二月一日から、第五条第一項及び第三項並びに別表第一の規定は同月一日から適用する。

（特例措置）

3 令和七年十二月に支給する期末手当に係る改正後の規程第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百二十七・五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の百七・五」と、「百分の九十六・二五」とあるのは「百分の九十七・五」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の六十七・五」と、「同項」とあるのは「東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程（令和七年交通局規程第五十九号）附則第三項の規定により読み替えて適用される同項」と、「百分の七十一・二五」とあるの

は「百分の七十二・五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

(内払)

4 この規程による改正前の東京都交通局企業職員の期末手当に関する規程の規定に基づいて令和七年十二月に支払われた期末手当は、改正後の規程の規定による期末手当の内払とみなす。

●交通局規程第六十号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、局長が別に定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）に著しい偏りが生じる等の事情により、局長が支給する勤勉手当の額の総額が、第一号、第三号又は第四号に掲げる額のいずれかを超える場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額の範囲内とることができる。

第三条第一項第一号中「百分の百十七・五」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十八・七五」に、「百分の百四十七・五」を「百分の百四十八・七五」に改め、同項第二号中「百分の百十七・五」を「百分の百十八・七五」に改め、同項第三号中「百分の五十七・五」を「百分の五十八・七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の六十八・七五」に改め、同項第四号中「百分の百十一・二五」を「百分の百十三・七五」に改める。

第三条の二中「第二項から第六項まで」を「第三項から第七項まで」に改める。

第四条の三第一項第一号中「一万分の一万三百四十」を「一万分の一万五百六十」に、

「万分の一万四千九十九」を「万分の一万四千三百九十九」に改め、同項第三号中の「一万分の二万四千五百」を「一万分の二万七千五百」に改め、同項第四号中の「一万分の一万八千五百」を「一万分の二万五百」に改め、同項第五号中の「一万分の五千五百」を「一万分の九千八百四十」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第六号中の「一万分の九千七百五十二・五」を「一万分の九千九百六十」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第八号中の「一万分の六千七・五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第九号中の「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分の七千」を「一万分の八千」に改め、同項第十号中の「一万分の五千百七十五」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千五百」に改め、同項第六項を同条第七項とし、同条第五項中の「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中の「第一項」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の表以外の部分中の「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の表以外の部分中の「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第二号から第六号まで又は第八号から第十号までに掲げる職員である者のうち、加算対象職員の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合をえた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

一 前項第二号から第六号までに掲げる職員 一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ局長が定める割合
二 前項第八号から第十号までに掲げる職員 一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ局長が定める割合

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項各号列記以外の部分にただし書を加える改正規定並びに第三条の二及び第四条の三（同条第一項の改正規定を除く。）の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第三条第一項及び第四条の三第一項の規定並びに次項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(特例措置)

- 3 令和七年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百三十八・七五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百四十八・七五」とあるのは「百分の百五十」と、同項第二号中「百分の百十八・七五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十八・七五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十三・七五」とあるのは「百分の百十五」とする。
- 4 この規程による改正前の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づいて令和七年十二月に支払われた勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

●交通局規程第六十一号

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長 堀 越 弥栄子

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の二号を加える。

- 一 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条の二の規定により病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じて、別表第三に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）

第十五条第二項第三号中「第九条第二項第十号」を「第九条第二項第十一号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第二十二条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第二十四条の見出しを「（勤務期間）」に改め、同条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 第十五条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
 - ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
- 二 会計年度任用職員勤務時間規程第十三条の二の規定により病気休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、局長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

- 第三十五条第一項中「一万名の一万六百九十一・五」を「一万名の一万九百二十」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を

「第一項及び第二項の」に、「第四条の三第三項」を「第四条の三第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第四条の三第三項」を「第四条の三第四項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、局長が別に定める成績率を計算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ局長が別に定める割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

別表第二の次に次の二表を加える。

		別表第三（第九条関係）			
		所定勤務 日数	週四日以上 月十五日以上	週三日 月十一日から十四日まで	週二日 月七日から十日まで
日数 十日	年百六十九日以上	年百六十九日以上	年百二十日から年七十三日まで	年四十八日から年四十八日未満	月四日から六日まで
		年百二十一日から年七十三日まで	年四十八日から年四十八日未満	月四日未満	一
日数 五日	年百六十八日まで	年百二十一日から年七十三日まで	年四十八日から年四十八日未満	月四日未満	一
		年七十三日から年四十八日未満	年四十八日まで	月四日未満	一
日数 三日	年四十八日まで	年四十八日まで	年四十八日まで	月四日未満	一
		年四十八日未満	年四十八日未満	月四日未満	一
日数 一日	年四十八日未満	年四十八日未満	年四十八日未満	月四日未満	一
		年四十八日未満	年四十八日未満	月四日未満	一
日数 〇日	年四十八日未満	年四十八日未満	年四十八日未満	月四日未満	一
		年四十八日未満	年四十八日未満	月四日未満	一

附 則

- 1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項の改正規定は、公布の日から施行し、令和七年十二月一日から適用する。
- 2 令和八年六月一日の基準日（東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程第十一條に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）別表の傷病欠勤は、東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）第十四条に規定する病気休暇とみなす。

発行
東京都
電話 ○三(五三三二二)一一一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月
(郵送料を含む。) 六、六〇〇円
二二〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このページは、再生紙で
リサイクルして作成されました。